

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領

1. 対象団体

森林ボランティア団体、緑化団体、地域住民で組織する団体、小中高等学校及び教育機関・PTA等の教育関係団体とする。

2. 対象事業

(1) 対象地及び規模（助成対象基準）

①対象地：公共施設、社会福祉施設、学校施設及び一般に開放され地域住民が広く利用する里山等。
ただし、個人所有の宅地は対象外とする。

②規 模：植樹の場合は、おおむね0.1ha以上、育樹の場合1ha以上

(2) 活動内容

- ①植 樹 活 動 地拵え（用地造成）、樹木（花木を含む）の植え付け
- ②育 樹 活 動 施肥、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、倒木起こし、林内清掃、歩道の開設・修理、案内板設置等の森林環境整備のための作業
- ③普及啓発活動 緑化講習会・森林（自然）観察会・木工教室等の開催、普及啓発資料（チラシ等）作成等

3. 対象経費

(1) 助成対象とする経費は次によるものとする。なお、業者への一括委託は対象外とする。やむを得ず委託する場合は、必要最小限とすること。

※自主的なボランティア活動への支援が原則だが、活動を実施するなかで安全上問題が発生するなど、やむを得ず作業の一部を委託する作業のみ助成対象とする。

区 分		費 目
環境整備費		地拵え及び簡易な作業費（委託料を含む）、土壌改良材購入費、その他資材購入費 等
活 動 費	作業器具整備費	作業用動力機器（下刈機、チェーンソー等）の購入費（総額3万円以下）及び借上げ費、作業器具（唐鋤・ナタ等）の購入費、作業用動力機器の燃料費、メンテナンス資材（砥石、潤滑油等）の購入費、安全・衛生用品（保護帽、防護メガネ等）の購入費 等
	その他活動費	安全・技術等講師報償費、 <u>指導者謝金</u> （総額2万円以下）及び旅費、作業用具及び車両等借上費、通信運搬費、資料作成費、印刷費、消耗品費、保険料、普及啓発資材費、会場設営費 等
苗木等購入費		原則として小苗（H=3m以下）、園芸資材（支柱、薬剤等）購入費
看板購入費		「企業協賛の森づくり」啓発看板（看板の規格・形状は交付決定通知の際に別途指示する）

(2) 対象外経費

全事業共通事項、注意事項の2「その他申請事項に際しての注意事項について ①のとおり。

ただし、協賛企業の了承を得られれば対象とする。

4. 助成金額

事業の助成額は上限 30 万円を標準とする。ただし、協賛企業募金の申し出によっては、この限りでない。
なお、申請・助成決定額は千円単位とし、端数は切り捨てとする。

5. 森づくり活動実施事業の申請及び決定

企業協賛の森づくり事業は、企業自らが森林整備に取り組む参加型の社会貢献活動であり、その実施計画は、企業との調整を経て、企業の意向を十分反映した内容で樹立される。そのため、事前申請を不用とし、事業完了後に実績報告（様式第 1 号）を兼ねて申請できることとする。

6. 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、完了日から 30 日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第 1 号）を緑推に提出する。

また、実績報告書には次の資料を添付すること。

- ・助成請求経費にかかる請求書又は領収書の写し
- ・写真（啓発看板・標柱及び着手前・竣工・作業中）
- ・実施位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）
- ・助成金の振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が記載のページ）

7. 助成金の交付

緑推は、実績報告書を審査の上、助成額を確定し、確定額を団体の指定口座に支払う。

8. 検査について

緑推は、必要に応じて検査を行う。

9. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は 2 年間保存する。

10. 書類の提出期限等

名 称	書類の流れ	提出期限等	様式No.
事業申請書	実施団体から緑推へ	事業完了後	様式第 3 号

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降申請分から適用する。